

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の
アクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアと
の間の協定についての合意された議事録

（参考）

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定についての合意された議事録

本日署名された日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、協定の交渉において到達した次の了解をここに記録する。

1 第一条(c)

両締約国は、訪問部隊の定義に関し、個人及び集団（編成隊であるか否かを問わない。）を含める意図を有する。オーストラリアについては、訪問部隊の定義には、派遣国の部隊の本隊、分遣隊及び派遣隊を含む。オーストラリアは、日本国が自国の部隊に関してこれらの用語を明確に区別しないことを認識する。

2 第五条及び第十条

これらの条に別段の定めがある場合を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国

の関係法令が適用される。

3 第十七条 4

接受国において訪問部隊又は文民構成員に雇用される文民たる労働者は、いかなる目的のためにも、訪問部隊の構成員又は文民構成員とみなされない。

4 第二十三条

(a) オーストラリアは、オーストラリアの法律に基づき、協定第二十三条において、NATO地位協定第八条5(g)と同一の規定を受け入れることができなかった。もともと、オーストラリアは、公務の執行から生ずる事項について日本国、日本国の部隊又は日本国の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員に対して判決が下されたときは、請求を処理する責任を有し、かつ、全ての判決についての支払義務を負う締約国として、執行手続が実際に生ずることとならないように、判決に速やかに応ずる。

(b) オーストラリアの訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協定に基づく協力活動に関連するその公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

二千二十二年一月六日に東京及びキャンベラで

日本国のために

岸田文雄

オーストラリアのために

S・モリソン